1 物を取扱う場合は、製造、建設、機械据付けと修理 の別、卸売と小売の別などをはっきり区別します。 物を製造する場合は、製品名を原材料名・加工の仕 方、用途がわかるようにします。 (p.9)

(p.9)

2 労働者によって調査期間が異なると きは、最も労働者の多い調査期間と

なります。

5 常用労働者には、ごく短期間しか勤 めない臨時のアルバイト以外は、ほ とんどの労働者が含まれます。 (p.4)

5(1) 今月から調査票を作成することになっ た事業所の場合は、調査期間の最初 の日の前日の状況です。 (p.11)

5(2) 前月分では、給与の算定を受けなかっ たため、労働者数に計上しなかった が、今月から、その理由が解消した ため、算定を受けることとなった者 も含まれます。 (p.12)

5(3) 調査期間の末日付けで、退職又は別 事業所に異動となった者、今月から 給与の算定を受けないことになった 者も含まれます。 (p.12)

5(5) 就業規則等であらかじめ定められて いる労働時間が、正社員、正規従業 員よりも短い者の人数です。 (p.13)

常用労働者のうちパートタイム労働 者に関する欄です。 (p.6)

9 調査期間中に、該当することがあっ たか把握する欄です。 $(p.17 \sim 18)$



5(4) の人数が翌月の 調査票の 5(1) の欄に 入ります。 (p.11,12)

I 調査票

4 この項目のみ、本社、本店、支店、営業所、工場(国内に限る) など、すべて含んだ企業全体の常用労働者数です。(p.3~4参照) ※他の項目は、企業全体ではなく、事業所の常用労働者が対象 となりますので、ご注意ください。 (p.11)

★式第1号(第9条関係) 主要な生産品又は事業の内容は何ですか。 3 調査期間中に事業活動を行った日数は何日でしたか。 (主要なものとは、総収入の最も多いものです。) 20 自動車部品(ブレーキパッド)製造 企業の全常用労働者数は何人ですか。 該当の番号を○ 調査期間はいつからいつまででしたか。(前月の で囲んでください。(貴企業 (同一会社) に属する事業 所のすべてに雇用される常用労働者数です。) 最終給与締切日の翌日から、本月の最終給与締切日 1,000人以上 (4) 30~99 Å (2) 300~999人 (5) 5~29人 ×月16日から〇月15日まで (3) 100~299人 事業主又は法人の代表者、無給の家族従業者は除きます。 パートタイム労働者とは、常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者及び1日の所定労働時間は 7 実労働時間 (休憩時間は含めないでく 5 常用労働者数 6 出勤日数 常用労働者 (1) 前調査 (2) 採用、 (3) 解雇、(4) 本調査 退職 転勤 期間の末日 転勤等によ 期間の末日 (5) うち. 等による減 パートタイ は何人でし る増加は何 は何人でし 少は何人で ム労働者は たか。 人でしたか。 たか。 したか。

実際に出動したべ。 自用日ではなかはだかはだがい。 がな1しましたが、。 はなかい時にはがいい。 もはだがい。 もいできないと、 もいでをないと、 もいをないと、 もいとないと、 もいをないと、 もいをないとないと、 もいをないと、 もいをないと、 もいをないと、 もいとないと、 (1) 所定内労働 (2) 所 時間の合計は延 時間の ベ何時 何人でした ♪ か。 時間 男 70 5 1500 6.7 11880 女 2 3.0 620 4840 計 90 . 16 . 9 . 97 2120 16720 ください。 ○ 計のうち、パートタイム労働者分について記入し。 720

変動状況 (調査期間中に、次のことがあった場合な該当事項の数字を○で囲み、右の備考欄に その概略を記入してください。

定昇を実施した。 休日に操業、営業等の事業活動を行った。 ベースアップを実施した。 制度上の週所定労働時間の短縮を実施した。 操業短縮、一時休業を実施した 夏休みなど、週休以外の休日を増やした。

たの調査票は、10日までに提出してください。 この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。 この調査の対象となった事業所の方をには統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があり この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、資料の提出のお願いや関係者の方々への質問を行うことがありま

6 労働者が実際に就業した延べの日数です。 1時間 でも就業すれば1日となります。

有給休暇取得分は、給与は支払われても、実際に 働いていないので含まれません。 (p.13)

7 労働者が実際に就業した延べの労働時間数です。

有給休暇取得分は、給与は支払われても、実際に働いていないので含 まれません。

所定内労働時間数は、就業規則等であらかじめ定められている就業時 間帯に、実際に労働した時間数です。

所定外労働時間数は、あらかじめ定められている就業時間帯以外で、 実際に労働した時間数です。

1時間未満の端数は30分以上を切り上げ、30分未満を切り下げて、記 入します。

 $(p.13\sim14)$

[太月

1名

賞与

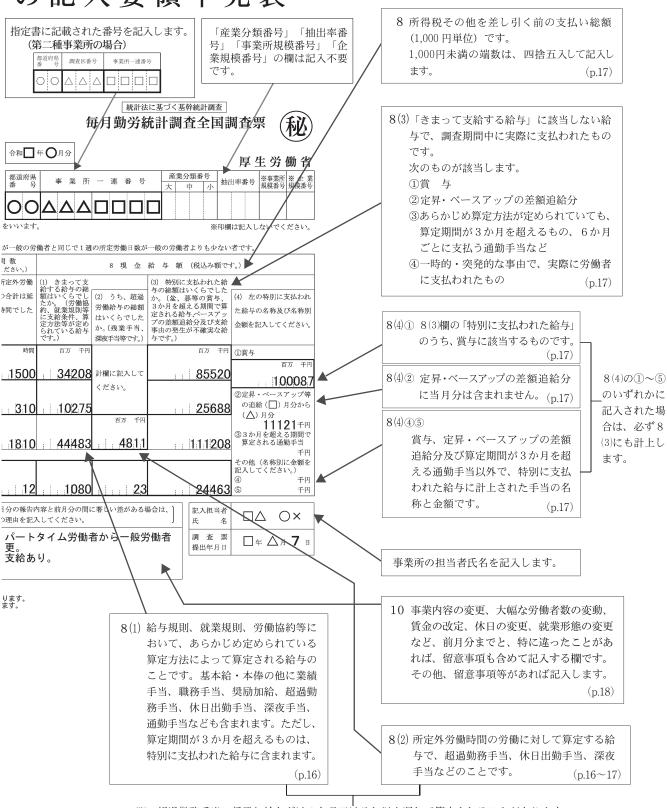
10 備 考 その

5(5)

2



の記入要領早見表



(注) 超過勤務手当、奨励加給などは1か月又はそれ以上遅れて算定されることがあります。 その場合、労働が行われた月ではなく算定された月の給与としても差し支えありません。